

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、庄原都市計画道路三・三・一号上原新庄線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十四年十月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

庄原都市計画道路三・三・一号上原新庄線

二 都市計画を変更する土地の区域

庄原市上原町字上田、上原町字祇園峠南裏、三日市町字高丸、三日市町字大成、三日市町字山崎、戸郷町字宮山、戸郷町字下組

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木局都市計画課、庄原市都市整備課

四 縦覧期間

平成二十四年十月二十五日から平成二十四年十一月八日まで